

自動販売機設置場所貸付けに係る仕様書

1 件 名 自動販売機設置場所貸付け（八潮消防署） 物件番号 7

2 設置場所等

(1) 住 所 八潮市大字鶴ヶ曽根 1 1 8 5 番地 八潮消防署

(2) 設置位置 別紙設置位置図のとおり

(3) 貸付面積（設置台数）

面積 2 m²以内

台数 1 台

※ 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

3 貸付期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで（3 年間）

4 契約について

本件の契約については、地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく行政財産の貸付けとなり、契約は民法第 6 0 1 条に基づく賃貸借契約となります。

5 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置業者」という。）の遵守事項

(1) 自動販売機の大きさ

別紙設置位置図に示す設置可能範囲に設置できるものとする。

(2) キャッシュレス対応

各種電子マネーに対応するものであること。

(3) 自動販売機のデザイン

華美でない、一般的なデザインとすること。

(4) 自動販売機の環境対応

ア 「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」及び「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

イ ノンフロン対応機とすること。

(5) 安全対策

ア 転倒防止「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じること。

イ 食品衛生「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理

に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯効果選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(6) 回収ボックスの設置

ア 空き容器の回収ボックスは、原則として自動販売機 1 台に 2 個以上の割合で自動販売機わきに設置すること。

イ 回収ボックスの容量は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器があふれたり、周囲に散乱したりしない十分な収容容積とすること。

ウ 回収ボックスには、販売品容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、投入口は一般ゴミが入りにくい形状とするなどして、一般ゴミの混入防止を図ること。

(7) 自動販売機の設置及び管理運営

ア 商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

イ 消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

ウ 専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

エ 回収ボックスが満杯となる前に、使用済み容器等を回収し、施設外に持ち出した後は、関係法令に基づいて適切に処理すること。

オ 自動販売機の設置及び管理運営に伴う各作業の履行時においては、当該作業員は施設内の衛生管理に協力し、身なりや服装に留意すること。また、必ず名札を着用すること。

カ 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については設置業者の責において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

6 販売商品の種類等

(1) 種類

紙コップ仕様のもので、冷たい飲料には氷を入れること。

(2) 価格

標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

(3) 商品

販売する商品は、草加八潮消防組合の承諾を得ること。

7 設置業者費用負担

設置業者が負担すべき費用は次のとおりとする。

なお、納付割合は売上金額のうち、設置業者が草加八潮消防組合に納める額の割合であり、単位は％（パーセント）とする。

なお、支払額は円単位とする（小数点以下は切り捨て）

(1) 貸付料

自動販売機設置場所の貸付けに掛かる費用で、1か月当たりの貸付料は次の式により算出される。

なお、使用期間が1か月に満たないときは、次の式で算出された貸付料を日割によって計算した額を貸付料とする。

$$\text{貸付料} = \text{基本料} + \text{売上変動分} \left(1 \text{ か月の売上金額} \times \text{納付割合} \times 1.1 \right)$$

ア 基本料

基本料	1 か月当たり 3, 6 6 0 円
-----	--------------------

イ 納付割合

納付割合は、設置希望者自らが算出し、見積書等に記入した数字（小数点第2位までの数字及び％で表示する。）

ウ 納付方法

納付は、4月から9月分を前期分として10月に、10月から翌年3月分を後期分として翌年4月頃に支払うこと。

納付金額が確定した後、草加八潮消防組合が送付する納付書に記載された金融機関等で、速やかに納付すること。

(2) 電気料

電気料は1年分を2回に分けて納めるものとし、設置業者が自ら設置した子メーター（計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した電気使用量に基づき計算した額とする。

電気料の計算方法は、自動販売機の電気使用量を施設の電気使用量で除した値に施設の電気料金を乗じて得た額とする。

(3) 設置費等

ア 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置業者が負担する。

※ 電気使用量を計測するための子メーター、回収ボックス、その他の付属品の設置費用及び工事費等を含む。

イ 設置に当たっては、草加八潮消防組合の指示に従うものとする。

8 報告

設置業者は、毎月 5 日までに、設置した自販機に係る次の事項を報告すること。

- (1) 前月分の売上数
- (2) 前月分の電気使用量
- (3) その他、草加八潮消防組合に報告すべき事項

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して草加八潮消防組合の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

草加八潮消防組合の責に帰する事由による場合を除き、設置業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 草加八潮消防組合の責に帰することが明らかな場合を除き、草加八潮消防組合はその責を負わない。
- (2) 商品及び自動販売機が汚損又は破損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

12 禁止事項

- (1) 貸付物件を指定用途以外の用途で使用してはならない。
- (2) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をしてはならない。
- (3) 賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定してはならない。

13 災害時の対応

大規模災害時においては、自動販売機内の商品を無料で提供すること。

※ 提供方法については、草加八潮消防組合と協議することとする。

14 その他

- (1) 仕様書に書かれていない事項については、担当者と協議すること。
- (2) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (3) 不当要求行為に関し次の事項を遵守すること。

ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

イ 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

15 問合せ先

〒340-0802 八潮市大字鶴ヶ曽根1185番地

草加八潮消防組合 八潮消防署管理課

電 話 048-996-0119 (直通)

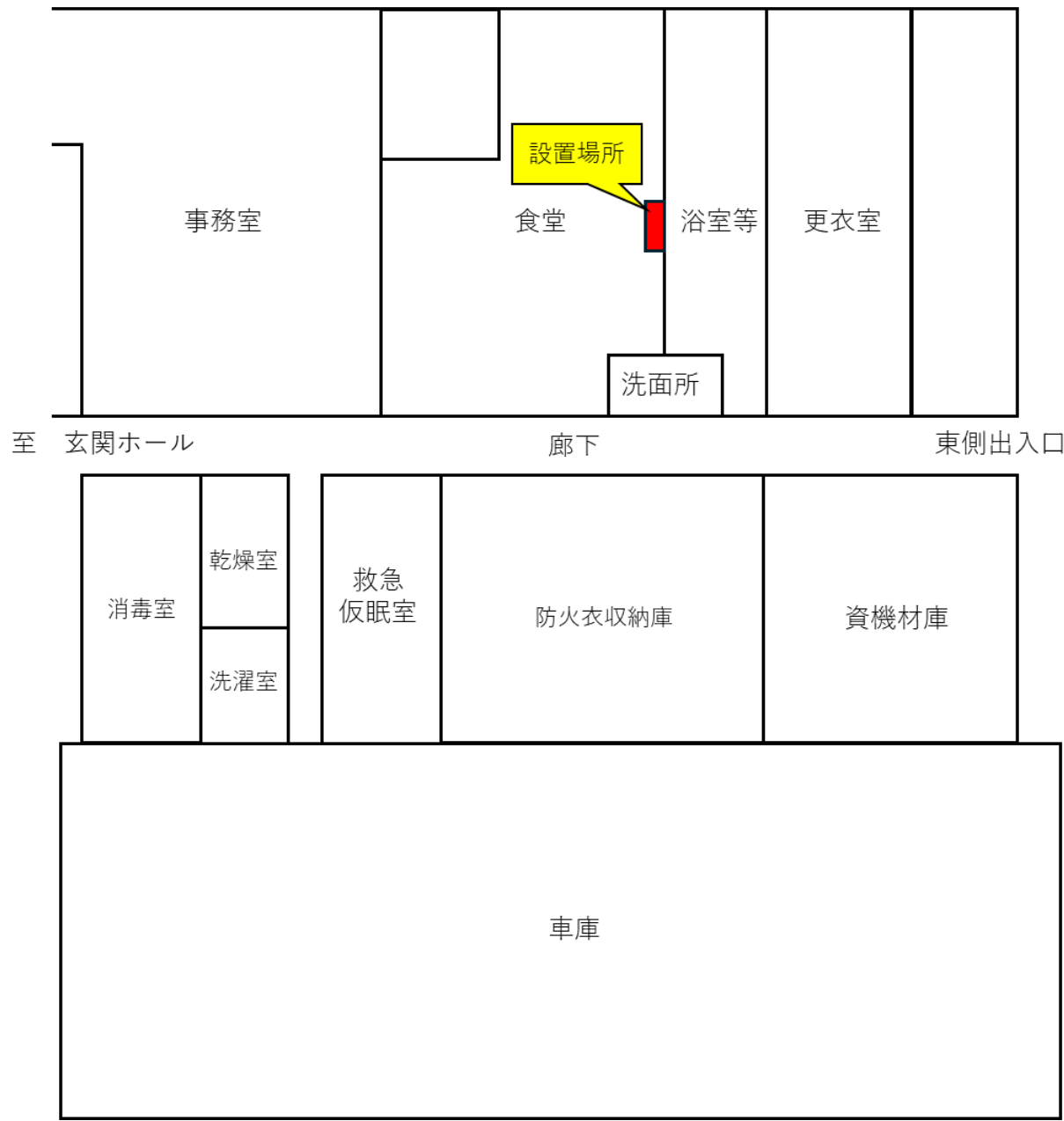
FAX 048-997-1300

別紙

(物件番号 7)

八潮消防署 設置位置図

八潮消防署 1 階



自動販売機設置場所貸付に係る仕様書資料

八潮消防署 物件番号7

令和6年度 自動販売機売上杯数(紙コップ)【参考】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
売上 本数	711	625	451	333	561	422	512	498	697	474	369	404	6,057